

資料集

● 令和8年4月1日時点

旧上水道区域				旧簡易水道区域			
口径	基本水量	基本料金	超過料金	口径	基本水量	基本料金	超過料金
13mm	10㎥まで	2,030円	10㎥を超える水量 1㎥につき 203円	13mm	10㎥まで	2,290円	10㎥を超える水量 1㎥につき 229円
20mm		2,240円		20mm		2,590円	
25mm	-	2,590円	1㎥につき 203円	25mm	-	3,000円	1㎥につき 229円
30mm	-	3,510円		30mm	-	4,070円	
40mm	-	4,430円		40mm	-	5,090円	
50mm	-	6,870円		50mm	-	7,790円	
75mm	-	11,760円		75mm	-	12,930円	
100mm	-	16,600円					



● 令和12年4月1日～

高梁市全域（旧上水道区域・旧簡易水道区域）

口径	基本水量	基本料金	超過料金
13mm	10㎥まで	2,290円	10㎥を超える水量 1㎥につき229円
20mm		2,590円	
25mm	-	3,000円	1㎥につき229円
30mm	-	4,070円	
40mm	-	5,090円	
50mm	-	7,790円	
75mm	-	12,930円	
100mm	-	19,040円	

【参考】改定パターン別水道料金試算表①

①令和１３年度に一度の改定をする場合

（一般家庭）																		
		R12.4～料金	すべての口径で均一の割合で改定を行うパターン				口径が大きくなるほど基本料金の改定率が上がるパターン			小口径の基本料金の改定率を抑えつつ、大口径の従量料金の改定率を上げるパターン			基本料金はそのままとし、従量料金を逓増制とするパターン			基本水量を半分にしつつ、従量料金を改定するパターン		
			パターン①ーA				パターン①ーB			パターン①ーC			パターン①ーD			パターン①ーE		
			(円)	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率
1	大人1人世帯	2,290	3,090	800	35%	2,980	690	30%	2,980	690	30%	2,290	0	0%	1,800	-490	-21%	
	(φ13) 5㎡/月																	
2	大人2人世帯	3,430	4,630	1,200	35%	4,470	1,040	30%	4,470	1,040	30%	4,040	610	18%	4,450	1,020	30%	
	(φ13) 15㎡/月																	
3	大人2人、小人2人世帯	5,720	7,720	2,000	35%	7,450	1,730	30%	7,450	1,730	30%	7,540	1,820	32%	8,750	3,030	53%	
	(φ13) 25㎡/月																	
	改定後基本料金	2,290	3,090				2,980			2,980			2,290			1,800		

（企業等）																	
		R12.4～料金	パターン①ーA			パターン①ーB			パターン①ーC			パターン①ーD			パターン①ーE		
		(円)	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率
1	A	576,570	777,990	201,420	35%	751,110	174,540	30%	895,490	318,920	55%	1,244,770	668,200	116%	1,079,070	502,500	87%
	(φ 3 0) 2, 5 0 0 m³／月																
2	B	234,090	315,870	81,780	35%	310,730	76,640	33%	362,870	128,780	55%	495,090	261,000	111%	435,090	201,000	86%
	(φ 4 0) 1, 0 0 0 m³／月																
3	C	12,370	16,700	4,330	35%	29,330	16,960	137%	17,640	5,270	43%	14,790	2,420	20%	16,390	4,020	32%
	(φ 5 0) 2 0 m³／月																
4	D	351,290	474,020	122,730	35%	470,370	119,080	34%	544,520	193,230	55%	747,790	396,500	113%	652,790	301,500	86%
	(φ 5 0) 1, 5 0 0 m³／月																
5	E	580,290	783,020	202,730	35%	768,370	188,080	32%	900,520	320,230	55%	1,247,790	667,500	115%	1,082,790	502,500	87%
	(φ 5 0) 2, 5 0 0 m³／月																
6	F	470,930	635,640	164,710	35%	634,790	163,860	35%	729,460	258,530	55%	1,002,930	532,000	113%	872,930	402,000	85%
	(φ 7 5) 2, 0 0 0 m³／月																
7	G	41,940	56,600	14,660	35%	86,920	44,980	107%	61,300	19,360	46%	59,040	17,100	41%	62,040	20,100	48%
	(φ 1 0 0) 1 0 0 m³／月																

	パターン①－A	パターン①－B	パターン①－C	パターン①－D	パターン①－E
コメント	・料金増率３５％と一律であり平等である。 ・一般家庭の基本料金が３千円を超える。	・使用水量の少ない企業等は基本料金が上がるため、料金が２倍以上になる。 ・使用水量の多い企業等は増率３５％を下回る。	・一般家庭の料金増率３０％、企業等の料金増率約５５％と平等である。	・基本料金を据え置く。 ・逓増制のため、使用水量の多い企業等は料金が約２.1倍になる。	・基本料金（水量）を下げる。 ・一般家庭（φ13）５㎡までの使用者割合は約35％であり、1/3以上に影響。 ・大人２・小人２世帯は料金が1.5倍以上になる。 ・使用水量の多い企業等は料金が約1.9倍になる。

【参考】改定パターン別水道料金試算表②

②令和１３年度と令和１４年度に改定をする場合

（一般家庭）																				
		R12.4～料金	すべての口径で均一の割合で改定を行うパターン						口径が大きくなるほど基本料金の改定率が上がるパターン						小口径の基本料金の改定率を抑えつつ、大口径の従量料金の改定率を上げるパターン					
			パターン②－A R13.4～				パターン②－A R14.4～		パターン②－B R13.4～			パターン②－B R14.4～			パターン②－C R13.4～			パターン②－C R14.4～		
			(円)	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減
1	大人1人世帯																			
	(φ13) 5㎡/月	2,290	2,770	480	21%	3,160	390	14%	2,700	410	18%	2,980	280	10%	2,700	410	18%	2,980	280	10%
2	大人2人世帯																			
	(φ13) 15㎡/月	3,430	4,150	720	21%	4,740	590	14%	4,050	620	18%	4,470	420	10%	4,050	620	18%	4,470	420	10%
3	大人2人、小人2人世帯																			
	(φ13) 25㎡/月	5,720	6,920	1,200	21%	7,900	980	14%	6,750	1,030	18%	7,450	700	10%	6,750	1,030	18%	7,450	700	10%
	改定後基本料金	2,290	2,770			3,160			2,700			2,980			2,700			2,980		

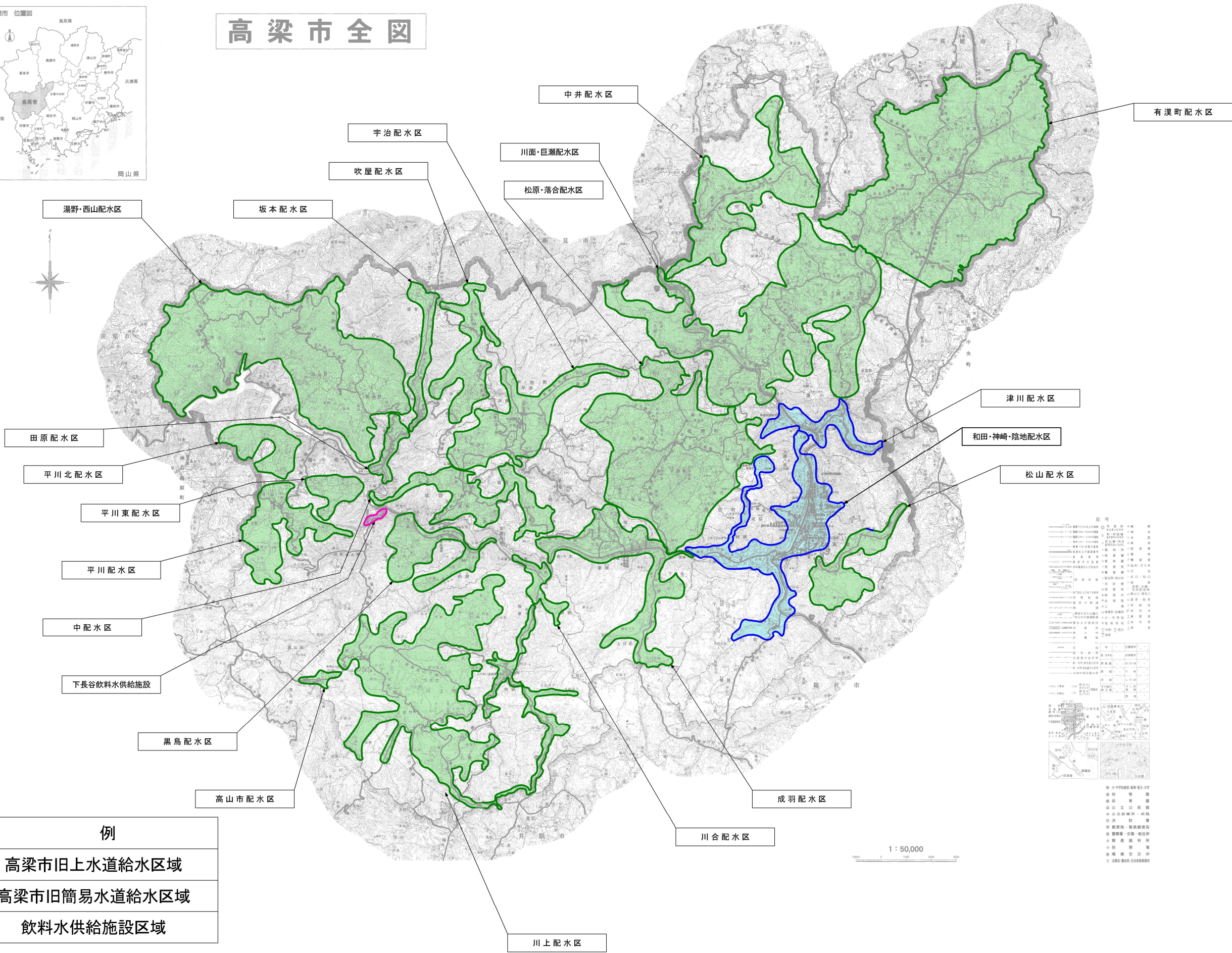
（企業等）																					
		R12.4～料金	パターン②－A R13.4～				パターン②－A R14.4～			パターン②－B R13.4～			パターン②－B R14.4～			パターン②－C R13.4～			パターン②－C R14.4～		
		(円)	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率	(円)	増減	率	
1	A	576,570	697,420	120,850	21%	795,610	98,190	14%	680,290	103,720	18%	751,350	71,060	10%	759,920	183,350	32%	953,110	193,190	25%	
	(φ 3 0) 2, 5 0 0 m ² /月																				
2	B	234,090	283,160	49,070	21%	323,020	39,860	14%	279,670	45,580	19%	313,470	33,800	12%	308,160	74,070	32%	386,020	77,860	25%	
	(φ 4 0) 1, 0 0 0 m ² /月																				
3	C	12,370	14,970	2,600	21%	17,070	2,100	14%	22,540	10,170	82%	36,810	14,270	63%	15,470	3,100	25%	18,330	2,860	18%	
	(φ 5 0) 2 0 m ² /月																				
4	D	351,290	424,930	73,640	21%	484,750	59,820	14%	422,140	70,850	20%	477,850	55,710	13%	462,430	111,140	32%	579,250	116,820	25%	
	(φ 5 0) 1, 5 0 0 m ² /月																				
5	E	580,290	701,930	121,640	21%	800,750	98,820	14%	692,140	111,850	19%	775,850	83,710	12%	764,430	184,140	32%	958,250	193,820	25%	
	(φ 5 0) 2, 5 0 0 m ² /月																				
6	F	470,930	569,650	98,720	21%	649,840	80,190	14%	568,450	97,520	21%	647,210	78,760	14%	619,650	148,720	32%	775,840	156,190	25%	
	(φ 7 5) 2, 0 0 0 m ² /月																				
7	G	41,940	50,740	8,800	21%	57,870	7,130	14%	68,890	26,950	64%	105,200	36,310	53%	53,240	11,300	27%	64,170	10,930	21%	
	(φ 1 0 0) 1 0 0 m ² /月																				

	パターン②－A R13.4～	パターン②－A R14.4～	パターン②－B R13.4～	パターン②－B R14.4～	パターン②－C R13.4～	パターン②－C R14.4～
コメント	・料金増率21%、14%と一律であり平等であるが、結果的に①-Aよりも値上げ率は大きくなる。 ・一般家庭の基本料金が3千円を超え、①-Aよりも高くなる。		・使用水量の少ない企業等は基本料金が上がるので料金が2倍以上になる。 ・使用水量の多い企業等は増率35%を下回る。		・一般家庭の料金増率約30%、企業等の料金増率約60%と平等である。 ・①－Cと比べ、大口径の最終的な従量料金が大きくなる。	

高梁市給水区域図



高梁市全国



	凡 例
	高粱市旧上水道給水区域
	高粱市旧簡易水道給水区域
	飲料水供給施設区域

[illegible]